

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 参照条文

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）	1
外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）	4
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）	10

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案参照条文

外国為替令及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 削除

第三条 削除

第四条 削除

（適用範囲）

第五条 この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

（定義）

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその附属の島をいう。

二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。

四 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

イ 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨

ロ 小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形、郵便為替及び信用状

ハ 証券、電子機器その他の物（第十九条第一項において「証券等」という。）に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間で

の支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。

二 イ又は口に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

八 「対外支払手段」とは、外国通貨その他通貨の単位のいかにかわらず、外国通貨をもつて表示され、又は外国において支払のために使用することのできる支払手段（本邦通貨を除く。）をいう。

九 削除

十 「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。

十一 「証券」とは、券面が発行されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券、利札、配当金受領証、利札引換券その他これらに類する証券又は証書として政令で定めるものをいう。

十二 「外貨証券」とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう。

十三 「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金銭債権で前各号に掲げられていないものをいう。

十四 「金融指標等先物契約」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）と同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（政令で定めるものを除く。）及び同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場において行われる同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引に類する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。

十五 「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

十六 「財産」とは、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び前号に規定するものを含む財産をいう。

2 居住者又は非居住者の区別が明白でない場合については、財務大臣の定めるところによる。

第七条（第二十四条の二）（略）

（役務取引等）

第二十五条 居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の地域において提供することを目的とする取引

二 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、非居住者との間で特定技術を同項第一号の特定の

地域以外の地域において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 居住者は、非居住者との間で、役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの（第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

4 主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（第一項第一号に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引（第一項第二号に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。（制裁等）

第二十五条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第一号に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第二号に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引を行い、又は貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

3 経済産業大臣は、前条第二項の規定により経済産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないで同項に規定する取引を行った者に対し、一年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

4 主務大臣は、前条第四項の規定により役務取引等を行うことについて許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行った者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された役務取引等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、役務取引等を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

第二十六条（第四十六条）（略）
（輸出の原則）

第四十七条 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

(輸出の許可等)

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

第四十九条 第六十九条の五

第九章 罰則

第六十九条の六 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が二百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第七十条 第七十三条 (略)

外国為替令 (昭和五十五年政令第二百六十号) (抄)

(趣旨)

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法 (以下「法」という。) 第一章、第三章及び第四章に規定する支払等、資本取引その他の取引又は行為に係る管理又は調整並びに法第六章の二の規定による報告等に関し必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第二条 法第六条第一項第七号二に規定する政令で定める支払手段は、次に掲げるものとする。

一 約束手形 (次項に規定する証券又は証書に該当するものを除く。)

二 法第六条第一項第七号イ若しくはロ又は前号に掲げるもののいずれかに類するものであつて、支払のために使用することができるもの

2 法第六条第一項第十一号に規定する政令で定める証券又は証書は、財務省令で定める譲渡性預金の預金証書その他の証券又は証書とする。

3 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める市場デリバティブ取引は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第一号及び第四号から第六号までに掲げる取引のうち、金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいう。以下この条において同じ。）、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。次項第一号において同じ。）を移転することを約する取引（当該取引が差金の授受のみによつて決済されるものを除く。）

二 金融商品取引法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係る取引を除く。）

4 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める店頭デリバティブ取引は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第二十二項第一号及び第五号から第七号までに掲げる取引のうち、金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権を移転することを約する取引（当該取引が差金の授受のみによつて決済されるものを除く。）

二 金融商品取引法第二条第二十二項第三号に掲げる取引

5 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類する取引（法律又は法律に基づく命令の規定により業務又は事業として行うことができるものに限る。）であつて、財務省令で定めるものとする。

第三条（略）
第十六条（略）

（役務取引の許可等）

第十七条 法第二十五条第一項第一号に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引とする。

2 法第二十五条第一項第二号に規定する政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引は、次のいずれかに該当する取引とする。

一 輸出入貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引

二 輸出入貿易管理令別表第一の二から一六までの項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引（当該取引に係る貨物の船積地域又は仕向地が同令別表第三に掲げる地域であるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取引に係る当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（口において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（口において「開発

- 等」という。)のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該取引
- ロ 当該取引に係る当該貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合における当該取引
- 3 居住者が法第二十五条第一項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。
- 4 第一項又は第二項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条第一項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができ

第十八条(第二十六条) (略)

別表(第十七条関係)

	技術	地域
一	輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術	全地域
二	(一) 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 数値制御装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域
三	(一) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域
三の	(一) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(一)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術 (二) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(二)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域
四	(一) 輸出貿易管理令別表第一の四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二) ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (一) に掲げるものを除く。 (三) ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (一) に掲げるものを除く。	全地域

	<p>(四) オートクレーブの使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(五) 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	
五	<p>(一) 輸出入貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出入貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(三) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(四) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(五) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふつ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(六) 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (一)に掲げるものを除く。</p> <p>(七) 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (四)の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(八) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (四)の項の中欄に掲げるものを除く。</p>	全地域
六	<p>(一) 輸出入貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出入貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二)の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(三) 数値制御装置又はコーディング装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (二)の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(四) 金属の加工用の装置又は工具(型を含む。)(設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの) (一)から(三)までに掲げるものを除く。</p> <p>(五) 液圧式引張成形機(その型を含む。)(設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの)</p>	全地域

七	<p>(六) 数値制御装置の附属装置の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の七の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の七の項(十六)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(三) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び四の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(四) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。</p> <p>(五) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。</p>	全地域
八	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四)の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(二) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び四の項の中欄に掲げるものを除く。</p>	全地域
九	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の九の項(一)から(三)まで又は(五)から(六)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。</p>	全地域
一〇	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項(二)若しくは(九)から(十一)まで又は一五の項(七)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く)。</p> <p>(三) 光学部品の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。</p> <p>(四) レーザー発振器の試験装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)</p>	全地域

	<p>(一) に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 削除</p> <p>(六) レードームの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四)の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(七) レーザー光に対する物質の耐久性の試験を行うための装置又はその試験に用いる標的の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	
一一	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の一の項(一)から(四)の二)までに掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一五)の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) 慣性航法装置、ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) アビオニクス装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四)の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	全地域
一二	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の一の二の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の一の二の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(三) プロペラの設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び(二)並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	全地域
一三	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の一の三の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一五)の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の一の三の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四)の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び(二)並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) 航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)及び(二)</p>	全地域

	<p>の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>一四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	
一四	<p>輸出貿易管理令別表第一の一四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	全地域
一五	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の一五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 削除</p> <p>(三) 音波を利用した水中探知装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(四) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(五) ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(五の二) 水中ソナー航法装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(三) に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	全地域
一六	<p>関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	全地域 (輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域を除く。)

輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)(抄)
(輸出の許可)

第一条 外国為替及び外国貿易法(以下「法」という。)第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 法第四十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならない。

第二条・第三条（略）

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第五号までにおいて「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができる口ケット若しくは無人航空機（口及び第三号において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（口及び第三号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けるとき。

二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

ロ 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

ハ 国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているもの

ニ 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

三 別表第一の一六の項の中欄に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けるとき。

四 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の二に掲げる貨物にあつては、

五万円)以下のもの(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき(別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、前号のイ及びロのいずれの場合にも該当しないときに限る。)。)

五 別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物又は同表の九の項の中欄に掲げる貨物(七)、(八)又は(十)に掲げる貨物に係る部分に限る。)のうち、当該貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸取出引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定めるもの(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を輸出しようとするとき(別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のイ及びロのいずれの場合にも該当しないときに限る。)。)

2) 4 (略)

第五条)第十二条 (略)

別表第一(第一条、第四条関係)

貨物	地域
<p>一</p> <p>(一) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)(若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品</p> <p>(二) 爆発物(銃砲弾を除く。)(若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品</p> <p>(三) 火薬類(爆発物を除く。)(又は軍用燃料</p> <p>(四) 火薬又は爆薬の安定剤</p> <p>(五) 指向性エネルギー兵器又はその部分品</p> <p>(六) 運動エネルギー兵器(銃砲を除く。)(若しくはその発射体又はこれらの部分品</p> <p>(七) 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品</p> <p>(八) 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品</p> <p>(九) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品</p> <p>(十) 防潜網若しくは魚雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん</p> <p>(十一) 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品</p> <p>(十二) 軍用探照灯又はその制御装置</p> <p>(十三) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品</p>	<p>全地域</p>

	<p>(十三の二) 軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物</p> <p>(十四) 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株</p> <p>(十五) 軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品</p> <p>(十六) 兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 核燃料物質又は核原料物質</p> <p>(二) 原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置</p> <p>(三) 重水素又は重水素化合物</p> <p>(四) 人造黒鉛(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置</p> <p>(六) リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置</p> <p>(七) ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品(三十一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(八) ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品</p> <p>(九) ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属</p> <p>(十) 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置</p> <p>(十の二) 三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラン、金属ウラン、四塩化ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふつ化プルトニウム、四ふつ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品</p> <p>(十一) ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十二) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。) <p>(十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置</p>	全地域
--	---	-----

- (十四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (十五) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置
 - 1 防爆構造のもの
 - 2 放射線による影響を防止するように設計したもの
- (十六) 振動試験装置又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (十七) ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
 - 1 アルミニウム合金
 - 2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品
 - 3 マルエーシング鋼
 - 4 チタン合金
- (十八) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品(電子機器の部分品に用いるベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。)
- (十九) 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質(一)に掲げるものを除く。)
- (二十) ほう素一〇
- (二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質
- (二十二) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつば
- (二十三) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
- (二十四) リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
- (二十五) タングステン、タンゲステン炭化物又はタンゲステン合金の一次製品(円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。)
- (二十六) ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
- (二十七) ふっ素製造用の電解槽

- (二十八) ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品
- (二十九) 遠心力式釣合い試験機(一面釣合い試験機を除く。)
- (三十) フィラメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置
- (三十一) ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器
- (三十二) 核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源
- (三十三) 六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁(三の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石
- (三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ(三の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (三十六) 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- (三十七) 電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (三十八) 発射体を用いる衝撃試験機
- (三十九) 機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品
- (四十) 流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器
- (四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの
 - 1 三個以上の電極を有する冷陰極管
 - 2 トリガー火花間げき
 - 3 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品
 - 4 パルス用コンデンサ
 - 5 パルス発生器
 - 6 キセノンせん光ランプの発光装置
- (四十二) 陽極パルス立上がり時間が短い光電子増倍管
- (四十三) トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置
- (四十四) 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーター
- (四十五) 放射線を遮へいするように設計した窓又はその窓枠
- (四十六) 放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズ

	<p>(四十七) トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物 (四十八) トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置 (四十九) 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒 (五十) ヘリウム三</p>	
三	<p>(一) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 反応器 2 貯蔵容器 3 熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品 4 蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品 5 充てん用の機械 6 かくはん機又はその部分品 7 弁又はその部分品 8 多重管 9 ポンプ又はその部分品 10 焼却装置 11 空気中の物質を検知する装置又は検出器 	全地域
三の二	<p>(一) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 	全地域

四	<p>6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置</p> <p>7 粒子状物質の吸入の試験用の装置</p> <p>8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品</p> <p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下同じ。)、試験装置若しくはこれらの部分品</p> <p>(一の二) 無人航空機</p> <p>(二) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推力の方向を制御する装置又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品</p> <p>(三) 推進装置であつて、次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品</p> <p>1 ロケット推進装置</p> <p>2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン又は複合サイクルエンジン</p> <p>(四) しごきスピニング加工機又はその部分品</p> <p>(五) サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ若しくはこれに使用することができる軸受</p> <p>(六) 推進薬又はその原料となる物質</p> <p>(七) (六)に掲げる貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品</p> <p>(八) 連続式若しくはバッチ式の混合機(液体用のものを除く。)(又はその部分品)</p> <p>(九) ジェットミル若しくは粉末状の金属の製造用の装置又はこれらの部分品</p> <p>(十) 複合材料、繊維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置又はその部分品若しくは附属品</p> <p>(十一) ノズルであつて、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの</p> <p>(十二) ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置</p> <p>(十三) アイソスタチックプレス又はその制御装置</p> <p>(十四) 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその制御装置</p> <p>(十五) ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、次に掲げるもの</p>	全地域
---	--	-----

- 1 複合材料又はその成型品
 - 2 人造黒鉛
 - 3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉
 - 4 マルエージング鋼
 - 5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼
- (十六) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて、次に掲げるもの若しくはその部
 分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置、心合わせ装置若しくはこれらの部分品
- 1 加速度計
 - 2 ジャイロスコープ
 - 3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置
 - 4 航法装置
 - 5 磁気方位センサー
- (十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正
 装置若しくは心合わせ装置
- (十八) アビオニクス装置又はその部分品
- (十八の二) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池（一の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (十九) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計
- (二十) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置
- (二十一) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装
 置
- (二十二) ロケット搭載用の電子計算機
- (二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器
- (二十四) 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いるこ
 とができる風洞、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置
- (二十四の二) ロケット設計用の電子計算機
- (二十五) 音波（超音波を含む。以下同じ。）、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しく
 は装置又はこれらの試験装置
- (二十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレードーム

次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

- (一) ふつ素化合物の製品であつて、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体を使用するように設計したもの
- (二) ビニリデンフルオリドの圧電重合体又は圧電共重合体
- (三) 芳香族ポリイミドの製品
- (四) チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具
- (五) ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (六) 金属磁性材料
- (七) ウランチタン合金又はタングステン合金(二の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (八) 超電導材料
- (九) 作動油として使用することができる液体であつて、シラハイドロカーボン油又はクロロフルオロカーボンを主成分とするもの
- (十) 潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル若しくはこれらの混合物又はふつ化シリコーン油を主成分とするもの
- (十一) 振動防止用を使用することができる液体であつて、ジブプロモトトラフルオロエタン、ポリクロロトリフルオロエチレン又はポリブプロモトリフルオロエチレンを主成分とするもの
- (十二) 冷媒用を使用することができる液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリアティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの
- (十三) チタンのほう化合物又はこれを用いて製造したセラミックの半製品若しくは一次製品
- (十四) セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの
- (十五) ポリジオルガノシラン、ポリシラザン又はポリカルボシラザン
- (十六) ビスマレイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン
- (十七) ビニリデンフルオリドの共重合体、ふつ化ポリイミド又はふつ化ホスファゼン

六	<p>(十八) 有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(十六)に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品</p> <p>(二、四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十九) ほう素若しくは炭化ほう素若しくはこれらの混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 軸受又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品</p> <p>(三) 歯車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置</p> <p>(四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) コーティング装置又はその自動操作のための部分品</p> <p>(六) 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)(であつて、次に掲げるもの又はその部分品</p> <p>1 電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの</p> <p>2 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの</p> <p>3 表面粗さを測定することができるもの</p> <p>(七) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置</p> <p>1 実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるもの</p> <p>2 防爆構造のもの</p> <p>3 放射線による影響を防止するように設計したもの</p> <p>4 高い高度で使用することができるように設計したもの</p> <p>(八) フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル</p> <p>(九) 絞りスピニング加工機又はしごきスピニング加工機(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	全地域
七	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 集積回路(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品</p> <p>(三) 弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置又はその部分品</p>	全地域

八	<p>(四) 超電導材料を用いた装置</p> <p>(五) 超電導電磁石(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 一次セル、二次セル又は太陽電池</p> <p>(七) 高電圧用コンデンサ(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八) エンコーダ(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八の二) パルス出力の切換えを行うサイリスタ、デバイス又はサイリスタモジュール</p> <p>(九) デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置、計測用の磁気テープ記録装置若しくはデジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を計測用の磁気テープ記録装置として使用するための装置又はこれらの試験用の磁気テープ</p> <p>(十) 波形記憶装置</p> <p>(十の二) 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置</p> <p>(十一) 装置の部分品であつて、周波数シンセサイザーを用いたもの</p> <p>(十二) 信号発生器(周波数シンセサイザーを用いたものに限る。)</p> <p>(十三) 周波数分析器</p> <p>(十四) ネットワークアナライザ</p> <p>(十五) 原子周波数標準器</p> <p>(十五の二) スプレー冷却方式の熱制御装置</p> <p>(十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(十七) マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(十八) 半導体基板</p> <p>(十九) レジスト</p> <p>(二十) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物</p> <p>(二十一) 燐、砒素又はアンチモンの水素化物</p> <p>(二十二) 炭化けい素ウエハー</p> <p>電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p>
全地域	

九	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 電子式交換装置</p> <p>(三) 光ファイバー通信ケーブル若しくは通信用の光ファイバー又はこれらの附属品</p> <p>(四) 削除</p> <p>(五) フェーズドアレイアンテナ</p> <p>(五の二) 監視用の方向探知機又はその部分品</p> <p>(五の三) 通信妨害装置又はその部分品</p> <p>(五の四) 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を 探知することができる装置</p> <p>(六) (一)から(三)まで若しくは(五)から(五の四)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置 、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(七) 暗号装置又はその部分品</p> <p>(八) 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品</p> <p>(九) 削除</p> <p>(十) 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品</p> <p>(十一) (七)、(八)又は(十)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置又は修 理用の装置</p>	全地域
一〇	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速度の測定装置又はこれら の部分品(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(二及び一五の項の中欄に掲げ るものを除く。)</p> <p>(三) センサー用の光ファイバー(九の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ 又はこれらの部分品(二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 反射鏡</p> <p>(六) 光学部品であつて、セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの又は宇宙用に設計したもの</p>	全地域

	<p>(七) 光学器械又は光学部品の制御装置</p> <p>(七の二) 非球面光学素子</p> <p>(八) レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(九) 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品</p> <p>(十) 重力計又は重力勾配計(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十一) レーダー又はその部分品(四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十二) 光の反射率の測定装置又はレンズ若しくは反射鏡の表面の形状の測定装置(非接触型のものに限る。)</p> <p>(十三) 重力計の製造用の装置又は校正装置</p> <p>(十四) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器用の結晶</p>	
一一	<p>次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(一) 加速度計又はその部分品</p> <p>(二) ジャイロスコープ又はその部分品</p> <p>(三) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品</p> <p>(四) ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計</p> <p>(四の二) 水中ソナー航法装置又はその部分品(一〇及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) (一)から(四の二)までに掲げるものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置</p>	全地域
一二	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるよ うに設計した船舶(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 船舶の部分品又は附属装置(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) 水中から物体を回収するための装置</p> <p>(四) 水中用のカメラ又はその附属装置(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 水中用のロボット(二及び六の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置</p> <p>(七) 回流水槽</p> <p>(八) 浮力材</p>	全地域

	<p>(九) 閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具</p> <p>次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) ガスタービンエンジン又はその部分品</p> <p>(二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体又はその部分品</p> <p>(三) ロケット推進装置又はその部分品</p> <p>(四) 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置</p> <p>(五) (一)から(四)まで若しくは一五の項(十)に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品</p>	全地域
一四	<p>(一) 粉末状の金属燃料(アルミニウムの粉を含み、四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(三) 非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(四) 削除</p> <p>(五) 自給式潜水用具又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(一一の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 航空機で輸送することができるよう特に設計した土木機械又はその部分品</p> <p>(七) ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(二、六及び一二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八) 電気制動シャッター(カメラ用に設計したものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(九) 催涙剤若しくはくしゃみ剤(個人護身用のものを除く。)又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p>	全地域
一五	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 無機繊維又は五の項(十六)に掲げる貨物を用いた繊維を使用した成型品</p> <p>(二) 電波の吸収材又は導電性高分子(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) 核熱源物質(二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) チャネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品</p> <p>(五) 音波を利用した水中探知装置又はその部分品</p> <p>(六) 宇宙用に設計した光検出器</p>	全地域

一六	<p>(七) 目標を自動的に識別する機能を有するレーダー若しくは送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のレーダー又はこれらの部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(八) 潜水艇であつて、単独で航行できるもの(一の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(九) 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置(一の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十) ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン又はこれらの部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該當する貨物(一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)</p>	全地域(別表第三に掲げる地域を除く。)
----	--	---------------------

別表第二・別表第二の二 (略)

別表第三(第四条關係)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

別表第三の二(第四条關係)

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(十五)若しくは(十六)、八の項の中欄、九の項(一)若しくは(六)、一〇の項(一)、(二)、(四)、(六)、(七)、(九)若しくは(十一)、一二の項(一)、(二)、(五)若しくは(六)若しくは一三の項(五)に掲げる貨物であつて、經濟産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物

別表第四(第四条關係)

イラン、イラク、北朝鮮

別表第五、別表第七
(略)